

「労働条件通知書制度」と「就業規則等周知制度」の相違点と留意点

問 当社では新入社員に対し就業規則を配布して、新入社員教育の場において

労働条件通知書制度は労働基準法第15条労働基準法施行規則第5条で規定しますが、法定通知項目は就業規則の配布では網羅できませんし、法定

項目の通知方法は、書面を労働者各位に手渡すよう定められています。

ご質問内容から察するに、当該労働条件通知書制度と就業規則等周知制度を混同なさっているようです。

就業規則等周知制度は労働基準法第106条労働基準法施行規則第52条の2で規定しますが、周知対象は多岐に亘るもの

の周知方法は紙手渡し以外の手段も認められています。

周知対象は、労働基準法の要旨、就業規則及び各種労使協定書です。

ここで留意すべきは、

周知対象の労使協定は、

照らし不十分です。



答 結論から申し上げる
と労働条件通知書制度に
照らし不十分です。

労働条件通知書制度は労働基準監督署長あて提出が義務付けられている協定にとどまらず、賃金控除協定書など監督署にて提出を要しない労使協定も含まれることです。

周知方法は、①常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付け

る、②書面を労働者に配布する、③磁気テープ、

磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、

かつ、各作業場で労働者が当該記録の内容を常時確認できることにする、のいずれか三者択一で

ます。

これに対し、労働条件通知書制度は文字どおり書面交付により労働条件を明示することになります。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係(方面)

安全衛生係(安全衛生課)
（052）961-8653

労災保険係(労災課)
（052）961-8654

休暇制度、退職に関する事項といった項目は、作成済の就業規則で当該事項を規定する部分(条文)を引用特定し、通知書に就業規則該当部分抜粋の写しを添えることにより労働条件通知書への具体的記入を省略して差し支えありません。

なお、パートタイム労働者に対する労働条件通知内容は、労働基準法のみならず、パートタイム労働法の規制内容にも留意していくことになりますが、誌面の都合により割愛します。

参考までに退職証明書制度について、簡単に触れますと、労働条件通知制度について、簡単に触れます。各様式は監督署又は基準協会窓口、愛知労働局ホームページで確認していただくようお願いします。